

第5章 庭園の現状と課題

第1節 保存管理の現状と課題

第1項 保存管理の現状

本庭園は、昭和 28（1953）年 7 月に所有者であった松平家から、財団法人会津保松会に管理運営が委任され、以降は会津保松会が維持管理を行ってきた。昭和 62（1987）年度から平成 2（1990）年度にかけて会津若松市が本庭園の買い上げを行ったのち、市は庭園管理を財団法人会津若松市観光公社（現一般財団法人会津若松観光ビューロー）に委託した。平成 18（2006）年度からは指定管理者制度を導入し、本庭園と史跡若松城跡などの管理を合わせて 4 年ごとに指定管理者を選定しており、令和 7（2025）年度現在は会津若松観光ビューローが受託者として管理運営を行っている。

指定管理者は、本庭園全体を対象として、年間を通して植栽管理業務（庭園木剪定、除草、施肥、除雪など）や設備維持管理業務（園路整備、建物維持、駐車場管理など）を実施している。このうち庭園維持管理の実務（除草、清掃など）については、指定管理者所属の職員のほか、一部をシルバー人材センターに委託し、1 日あたり 3 名程度の体制で実施している。

建造物などの傷みが見られる箇所は、市が外部業者に修繕を発注することで、また、小規模なものは指定管理者によって適宜修繕を行い、維持している。

指定地内の防犯設備については、御茶屋御殿、重陽閣、および券売所・管理事務所内に防犯センサーなどの機械警備を導入して閉園時間中の不法侵入などに備えている。

指定地内の防災設備については、各建物内に自動火災報知設備と屋内消火器を設置して火災等の非常時に備えている。

〔表 5-1〕庭園の維持管理業務

業務名	業務内容	実施頻度	備考	
清掃業務	日常清掃	毎日	庭園全体、ごみ収集分別など	
衛生業務	衛生消耗品	毎日	トイレトーパー、液体石鹼、ごみ袋など	
警備業務	害虫駆除	1 回/年	ゴキブリ等害虫駆除 対象：全館	
設備維持管理業務	機械警備業務	毎日	セキュリティシステムによる遠隔監視および緊急対応	
	消防用設備保守点検	1 回/年	自動火災警報器、消火器、誘導灯	
	園内施設・設備小破修理	随時	老朽箇所等の保全、修理	
	園路整備管理	随時	木道整備修復	
	駐車場管理	随時	除草および駐車場整備（白線敷き）	
	除雪管理	冬季間毎日	園内全ての園路及び駐車場（北側・西側）	
文化財指定庭園保護・保全用務		適宜	整備基本計画などに沿った庭園全体の日常的な保護・保全	
植栽等管理業務	樹木管理業務	芝刈り	2 回/月	芝刈り 200 m ²
		除草	毎日	庭園および薬草園
		庭園木剪定	適宜	庭園内の植込の剪定
		薬剤散布	適宜	アメシロその他 対象：薬草園、庭園全体
		施肥	随時	薬草薬木、庭園木
		松くい虫予防	1 回/4 年	薬剤幹注（2 月に実施）
	庭園管理業務	庭園灌水	毎日	庭園全体
		池の水管理	毎日	流量調節および土管の管理

第2項 保存管理の課題

現在まで、整備基本計画などに基づき、建造物の修理や庭園護岸の整備などを行ってきたが、施設の老朽化や周辺環境の変化などにより、保存管理上の様々な課題が生じている。以下に、名勝の構成要素ごとの課題を整理する。

(1) 池庭ゾーン

○本質的価値を構成する要素

①地形及び地割

- ・表土の流出：園路周辺の一部で表土が流出し、高木の根が露出している。
- ・園路石敷の不陸化：樹木の根の成長や表土の流出により、石敷の不陸化が起っており、定期的な修正が必要となっている。



【写真5-1】表土の流出

②石組

- ・護岸裏込の浸食：護岸整備開始から約20年が経過し、御茶屋御殿前の裏込の浸食により護岸石に滑りが発生するなど、再修理が必要な部分が生じている。



【写真5-2】護岸裏込の浸食

③水系

- ・水の安定供給：鶴ヶ清水や心字の池で湧水が見られるほか、農業用水を園内に取り入れて水量を維持しているが、今後の農業環境などの変化によっては安定供給に課題が生じる可能性がある。また、水路上流で油漏れなどが発生し、園内に汚染水が流入した事例がある。
- ・女滝の流れの偏り：流水により滝底の一部が削られ、水の流れが滝の一部に偏り迫力が弱まるため、流れの定期的な調整が必要となっている。
- ・排水量の減少：池から排水している敷地外南側の水路に土砂の堆積が進んで水路底面の高さが上がったため、池からの排水量が減少している。そのため、池水位を保つために池への給水量も減らしており、池の流れが弱まることで池底への土砂の堆積が進む可能性がある。
- ・排水路からの逆流：排水路の先にある敷地外南側水路に土砂が堆積し水路底面の高さが上がったため、大雨で水路が増水した際に、排水路から池へ水の逆流が発生している。



【写真5-3】排水路の現状

④植栽・植生

- ・樹木の過大生長：大きく生長した樹木が鬱蒼と茂り、東山への奥行きや眺望を阻害するなど空間の広がりが見失われている。そのため、日常管理では取扱いにくい大きな樹木の切り戻しや作庭意図が明確となるような樹木の整枝剪定、周辺景観をふまえた植栽整備を全体的に行う必要がある。
- ・西側境界植栽の不足：敷地西側に高木の境界植栽が無く、池側から御茶屋御殿方向を眺めた際に視点が抜けてしまう。
- ・地被類の枯損：園路周辺の一部で観覧者の歩行などにより苔が衰退しており、表土の流れが発生している。
- ・樹木の隣地への影響：庭園敷地と住宅地が隣接しており、枝の伸長や落葉による隣接住宅地への影響が生じている。



【写真5-4】 地被類の枯損

⑤構造物

- ・木造橋の修繕：構造材の腐食状況の定期的な確認と修繕が必要である。
- ・土橋の崩れ：心字の池と鶴ヶ清水を隔てる土橋が水によって削られており、定期的な補修が必要となっている。



【写真5-5】 土橋の崩れ

⑥建造物

- ・御茶屋御殿の雨漏り：江戸期建物や明治期建物で、大雨や雪解けの際に雨漏りが発生している。
- ・御茶屋御殿外壁の傷み：1階屋根と接している2階北側外壁に痛みが見られる。



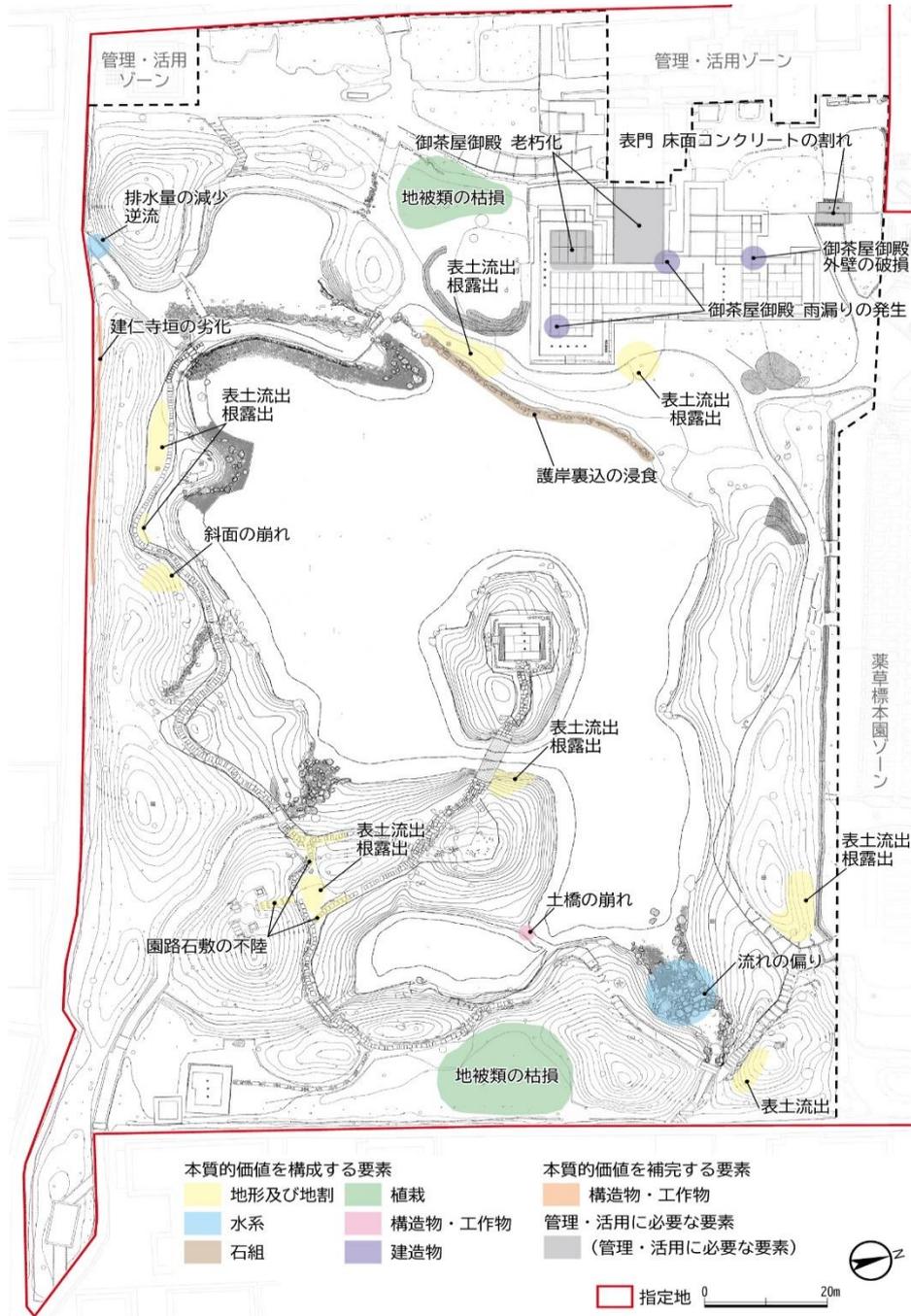
【写真5-6】 御茶屋御殿外壁の傷

○本質的価値を補完する要素

- ・垣根の劣化：敷地境界に設置した建仁寺垣が経年劣化により、修繕が必要となっている。
- ・木道の腐朽：園路の一部に設置された木道は、経年劣化により腐朽するため、定期的に修繕を行う必要がある。
- ・石橋の来歴調査：石橋6は、若松城下絵図屏風（図3-7、図3-11）に描かれる橋の一部を継承している可能性もあるため、現状保存し今後詳細な調査を行う必要がある。

○管理・活用に必要な要素

- ・御茶屋御殿の老朽化：昭和期建物の天井・壁・床板に傷みが見られる。
- ・表門床面コンクリートの割れ：基礎が一部沈下し、床面のコンクリートにひび割れが生じている。
- ・西門の在り方検討：現在通用門として使われているが、今後回遊ルート整備に合わせて検討する必要がある。



【図5-1】池庭ゾーンの主な課題位置 (S=1/1, 200)

(2) 薬草標本園ゾーン

○本質的価値を構成する要素

①地形・地割

- ・築山表土の流出：築山の表土が流出し、樹木の根が露出している。

②石組

③水系

④植栽・植生

- ・植物生育の不安定化：薬草標本園で栽培している植物の一部は、生育環境が原産地と異なることや、近年の気候変動の影響などにより生育が不安定である。
- ・境界植栽の高木化：東側境界植栽の高木化により枝下の高さが上がり、隣接する住宅群を遮蔽する機能が落ちている。また、北側境界植栽も高木化し、景観や隣地への影響、倒木の危険性がある。

⑤建造物（重陽閣）

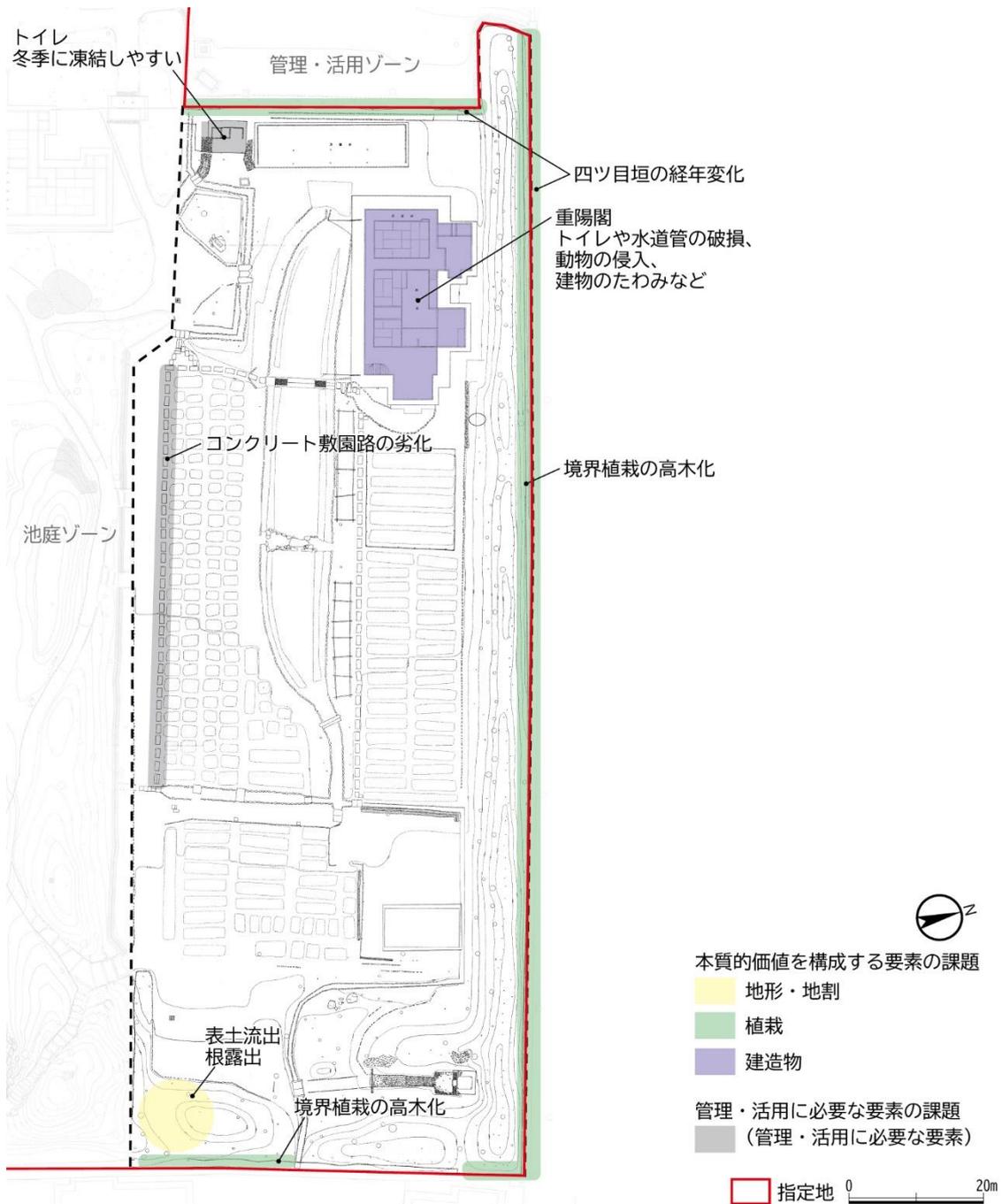
- ・男子トイレの便器が破損している。
- ・玄関の真上を通る水道管が破損している。
- ・屋根にハクビシンの巣があり、フンで屋根板がたわんでいる。
- ・表の戸袋が壊れている。
- ・建物の歪みにより2階のふすまが閉まらない。
- ・1階玄関わきの壁の隙間が広がっている。
- ・耐震調査を行う必要がある。

○本質的価値を補完する要素

- ・垣根の劣化：敷地境界の四ツ目垣が経年により劣化している。

○管理活用に必要な要素

- ・コンクリート敷石の劣化：園路に設置されたコンクリート製の敷石が劣化し、ひび割れがみられる。
- ・トイレの凍結：建物の断熱機能が弱く、冬季間に凍結しやすい。



[図5-2] 薬草標本園ゾーンの主な課題位置 (S=1/1,000)

(3) 管理・活用ゾーン

○管理・活用に必要な要素

- ・ 建物の老朽化：昭和 30 年代に建設された券売所・管理事務所などの老朽化が著しい。建物の断熱機能が弱いため夏期・冬期ともに建物内の気温管理が難しく、特に冬季間には結露による電子機器の故障が発生するなど管理業務に支障が生じている。湿気による床板の腐食や、建物の歪みによる扉の開閉不良などもみられるが、小規模な修繕による対応は限界を迎えている。
- ・ 水道管の凍結：園内の水道管が老朽化しており、トイレや御茶屋御殿内など各所で、冬季間に凍結が発生しやすい。



[図 5-3] 管理・活用ゾーンの主な課題位置 (S=1/1,000)

第2節 活用の現状と課題

第1項 活用の現状

(1) 施設概要

本庭園は現在、会津若松市の所有であり、指定管理者が管理している。

本庭園は昭和28(1953)年10月11日から有料での一般公開を行っており、原則年中無休で、現在の開園時間や入園料は以下の通りである。なお、夜間開園などのイベント開催時は開園時間等に変更が生じる。また、御茶屋御殿、園内芝生(野点に使用する場合)の貸室も行っており、主に茶会や結婚式前撮り写真撮影の会場として利用されている。

開園時間：午前8時30分～午後5時(入園は午後4時30分まで)

休園日：年中無休(工事等に伴う臨時休園あり)

観覧料：大人330円(270円)／高校生270円(220円)／小・中学生160円(110円)

※1人当たりの値段、()内は30名以上の場合に適用
三施設共通券730円(会津松平氏庭園・若松城天守閣・若松城茶室隣閣)

(2) 利用者数

平成20(2008)年度から令和6(2024)年度まで17年間の各年度と月別の来園者数を【図5-4】【図5-5】に示した。年度ごとの来園者数をみると、年間の利用者数は令和元(2019)年度まで概ね5.5万人前後で推移している。

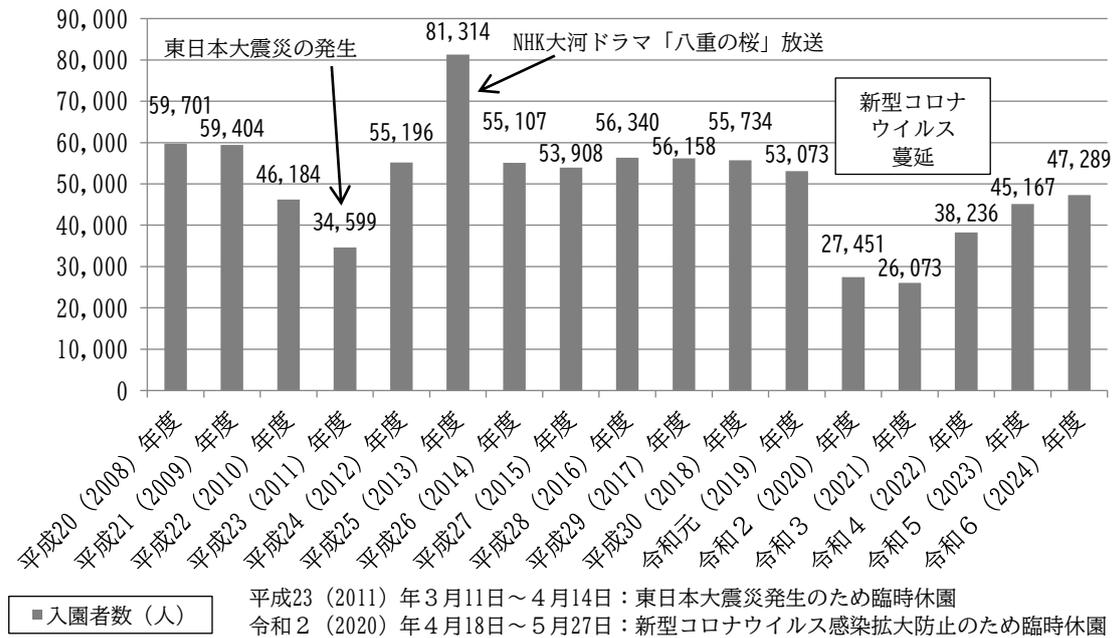
若松城天守閣の瓦葺替工事が行われた平成22(2010)年度には庭園の来園者数が約4.6万人まで減少しており、若松城天守閣の一時閉館が本庭園の来場者数にも影響を及ぼしたと想定される。

東日本大震災発生後の平成23(2011)年度には来園者数が3.4万人程度まで減少したが、翌24(2012)年度には5.5万人まで回復しているほか、NHK大河ドラマ「八重の桜」が放送された平成25(2013)年度には、来園者数は8.1万人にまで増加している。

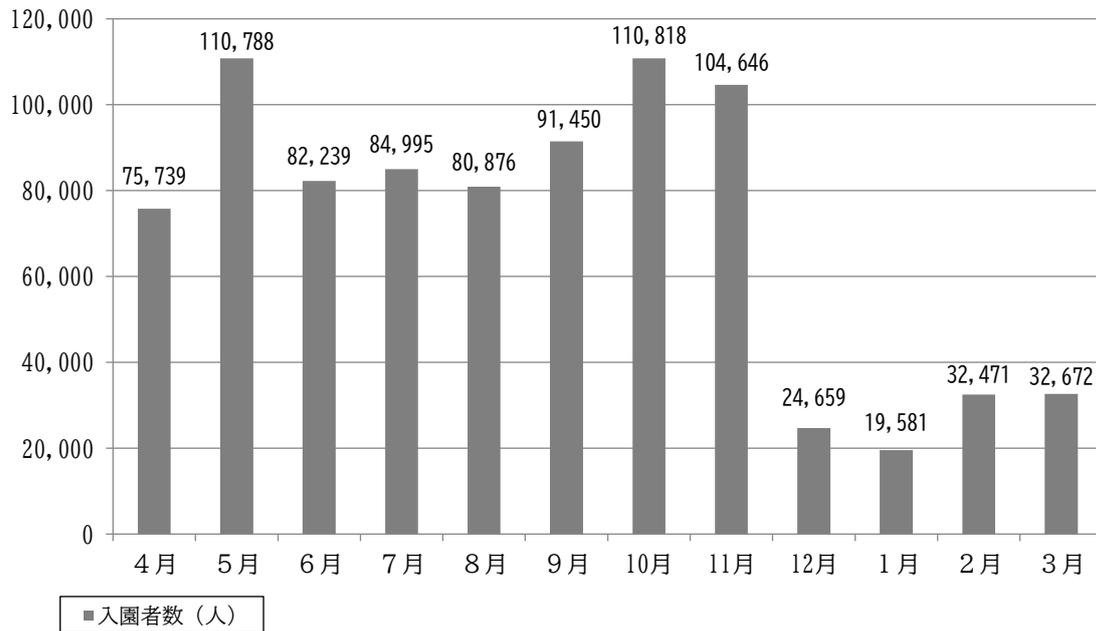
新型コロナウイルスが流行した令和2(2020)年度からは来園者数が大きく減少しており、令和4(2022)年度からは来園者数が回復しつつあるものの、令和6(2024)年度時点でも新型コロナウイルス流行前の水準には戻っていない。

月別の来園者数をみると、春は5月、秋は10月に来園者数のピークがあり、特に秋期(9～11月)に来園者が多いことが分かる。逆に冬期(12月～3月)は他の季節の1/3から1/4程度まで来園者が減少している。

来園者のうち観光客が占める割合は、継続的な集計は行っていないものの、令和5(2023)年10月に来園者アンケートを行った際には県外からの来園者が回答者の78%を占めており、来園者の大半は観光客であると想定される。また、特に近年は外国人観光客が増加する傾向が認められる。会津若松市民の来園は、庭園の無料開放日に集中する傾向がある。



【図5-4】年度別入園者数 [平成20 (2008) 年度～令和6 (2024) 年度]



【図5-5】月別入園者数 [平成20 (2008) 年度～令和6 (2024) 年度の合計]

(3) 公開動線

一般公開にあたっては、敷地北西側にある入口から券売所を通り、御茶屋御殿北側の門から庭園内に入るよう案内している。園内には順路を示す誘導板などは設置していないため、園路に沿って自由に散策することになる。多くの場合は、まず薬草標本園を見学し、その後御茶屋御殿の東側、あるいは女滝付近などの園路から池庭ゾーンに入り、心字の池を時計回りに巡る。その後御茶屋御殿西側の売店を通り、入り口と同じ場所から園を出る。

一方で、心字の池を反時計回りに巡る来園者も一定数おり、池を時計回りに巡る来園者と園路上ですれ違う場面が時折発生する。園路の一部はすれ違いが難しいほど狭いが、来園者同士で道を譲りあうことで対応されており、現状では大きな問題は発生していない。ただし、今後来園者数が増加した場合には問題となる可能性があるため、見学順路の在り方については今後の検討課題である。

また、園路について、御茶屋御殿の周りは、雨天時や積雪時のぬかるみ防止のため木道が設置されている。

車椅子など介助が必要な来園者が利用できる範囲を【図5-6】に示した。園路が平坦で傾斜の少ない範囲は、御茶屋御殿周辺の木道範囲や、薬草標本園南側の広い園路、心字の池北側の園路に限られる。これら以外の園路については、池庭ゾーンでは心字の池の東側と南側は園路が狭く坂が多いうえ、園路に敷石が設置されており、薬草標本園ゾーンは薬草植込地の間隔が狭く、園路に飛石やコンクリート平板が設置されているため、車椅子の使用は困難となっており、改善の必要性がある。



【図5-6】車椅子使用可能範囲図 (S=1/2, 500)

(4) 指定管理者による活用

本庭園では一般公開、および貸室と並行して、指定管理者の自主事業として様々な事業を実施しており、近年の主要な事業を【表5-2】に示した。また、事業の中には長期にわたって実施したものの、廃止となった事業もあり、主な廃止事業を【表5-3】に示した。

【表5-2】近年実施している主な事業

名称	会場	時期	概要（備考）
茶席の提供	御茶屋御殿上之間	3月中旬～11月末	通常の来園者には開放していない御茶屋御殿内で、有償にて抹茶とオリジナル菓子を提供。桃の節句（3月3日頃）、菖蒲の節句（5月5日）、七夕の節句（7月7日）、重陽の節句（9月9日）には特別な菓子を提供。
初釜	御茶屋御殿上之間	1月3日	新年を祝う茶会。
『はたちのつどい』記念撮影会		1月（1日間）	成人式に合わせ、新成人の記念撮影を実施。事前予約制。
絵ろうそくまつり	池庭ゾーン	2月（2日間）	夜間開園を行い、会津の特産品である絵ろうそくを心字の池周辺に並べて灯すイベント。会津松平氏庭園や若松城をはじめ市内各所で同時開催。
ハスの開花市民無料招待	園全体	7月（2日間）	ハスの花の開花時期に合わせ、会津若松市民に対して園を無料開放。会津若松市政だより付属の無料入場券を使用する形式。
秩父宮妃勢津子殿下展	重陽閣	9月（2週間程度）	秩父宮勢津子妃生誕日である9月9日に重陽祭を実施し、併せて勢津子妃ゆかりの重陽閣で展覧会を実施。
紅葉ライトアップ夜間特別開園	池庭ゾーン	10月頃（3日間程度）	庭園をライトアップして夜間開園（午後5時30分～午後8時頃）を実施。
紅葉のつどい	園全体	11月3日	文化の日に合わせて園を無料開放。

【表5-3】廃止された主な事業

名称	会場	実施期間	概要（備考）
重陽閣での料理提供	重陽閣	平成6（1994）年12月～平成21（2009）年度（通年）	来園者に懐石料理等を提供したほか、試食会など各種料理イベントなどでも活用。事業の収益性などに課題があり廃止。
重陽閣ティールーム	重陽閣	平成22（2010）年9月～平成26（2014）年12月（通年）	来園者に軽食を提供。事業の収益性などに課題があり廃止。
御薬園一坪菜園	庭園西側隣地	平成14（2002）年度～平成24（2012）年度（春～秋）	公募制で参加者を募り、参加者自身で薬草の栽培から収穫までを行い、収穫した薬草を使用した懐石料理などを重陽閣で食べる取り組み。東日本大震災の影響や人員体制の問題などにより廃止。

現在の指定管理者である会津若松観光ビューローには、本庭園を含む史跡の案内・解説を行う市民ボランティア組織として、「鶴ヶ城ボランティアガイド」が存在している。事前予約制で対応しているほか、本庭園への来園者が多い4月から11月までの期間はボランティアガイド1名が基本的に常駐しており、事前予約無しでも来園者へガイドを行っている。

重陽閣1階の一室には勢津子妃ゆかりの品々を展示した「想ひ出の部屋」が設けられている。防犯上の問題から想ひ出の部屋は一般開放していないが、ボランティアガイド同伴の際にのみ来園者への公開を行っている。

また、御茶屋御殿の昭和期建物内には売店が設けられており、会津の名産品や薬草園に関連する商品、書籍などの販売のほか、薬草茶の試飲も行っている。一部の商品は公式ウェブサイト内のオンラインショップでも販売を行っている。なお、売店内には展示スペースが設けられており、本庭園に関する資料の展示が行われている。



このほか、出入り口券売所の脇では薬草標本園で収穫された植物の種子などを展示している。 【写真5-7】売店での薬草園関連商品の販売

(5) 施設案内手段

現在の指定管理者である会津若松観光ビューローは、ウェブサイト「国指定名勝会津松平氏庭園御薬園」を運営し、施設案内やイベントなど各種の情報発信を行っている。また、各種SNSも活用し、日々の情報発信を行っている。

また、本庭園を紹介するパンフレットも作成しており、園内をはじめ観光施設各所などで配布し、施設の利用案内などを行っている。薬草標本園で栽培している植物の解説書も出版しており、園内売店などで販売している。

第2項 公開活用の課題

本庭園の活用公開にあたっては、建物内部の活用や便益施設の拡充など、様々な課題が存在している。

(1) 御茶屋御殿

貸室利用や上之間での茶席の提供などが行われているが、2階部分については建物強度などに懸念があり使用されていない。心字の池が一望できる場所であるため、活用方法について今後検討する必要がある。

(2) 楽寿亭

内部は来園者に開放しておらず、建物の外から内部を眺める形式となっている。今後、内部

の活用方法について検討する必要がある。

(3) 重陽閣

内部の一般公開を行っておらず、現状ではボランティアガイド同伴による想ひ出の部屋の公開、および展覧会の際にしか公開されていない。以前は懐石料理などの提供を行っていたため、調理設備が整えられているが、料理提供の廃止以後は調理設備も使用されていない。重陽閣は各所に老朽化もみられるため、内部の活用方法と整備方法について検討する必要がある。

(4) 便益施設

来園者が利用できるトイレは男女兼用であるほか、数が不足する傾向にあり、来園者アンケートでもトイレに対する不満が比較的多い。特に来園者が団体で来園した際にはトイレの数不足が顕著であり、屋外トイレ棟のほか、御茶屋御殿内のトイレを開放しても行列となることが多い。そのため、団体予約の際には、他施設のトイレ利用を促すなどの対応を取っている。また、冬季間にはトイレが凍結し、使用不能となることがある。



【写真5-8】トイレの現状

(5) ガイダンス設備等

園内には、本庭園の由来や見どころ、巡り方などを来園者に示すガイダンス設備などが不足している。現状では、心字の池や葉草標本園などを個別に解説する案内板は設置されているが、園内に存在する「享和二年」(1802) 銘の雪見燈籠や「大永五年」(1525) 銘の石燈籠、双鳩石などの石造品や景石など、解説がないものも多い。パンフレットでも庭園内容の詳細は省かれており、本庭園全体の歴史や価値などの情報、各要素の詳細を来園者により良く伝える方法を検討する必要がある。

園内には栽培している植物名の表示板や、福島県指定文化財「会津松平氏庭園石造三重塔」[平成7(1995)年3月指定]の説明板なども設置されているが、園内の要素ごとに都度設置されてきたため、説明板のデザインが統一されておらず、一部は経年により劣化している。今後、説明板の新設や老朽化した説明板の再設置にあたっては、デザインについて改めて検討する必要がある。

園内の説明板の一部は多言語化に対応しており、英語、中国語、韓国語で表記されているが、大部分の説明板は日本語表記のみである。パンフレットについては日本語表記版と英語表記版の2種類を作成しており、更なる多言語化への対応について検討する必要がある。

また、現在来園者の休憩場所として使用されている涼風舎について、壁面へパネルを設置し

ガイダンス設備としての機能を付加するなど、活用方法について今後検討する必要がある。

(6) 庭園駐車場

北側駐車場は市有地であるが、西側駐車場の一部は民有地で市が借地しているため、長期的な利用について課題があり、今後の駐車場の在り方について検討する必要がある。

(7) イベント・催事など

本計画の策定に先立ち、令和5（2023）年10月に実施した来園者へのアンケートでは、参加したいイベント・企画・催しとして、歴史講座・講演会、夜間開園、演奏会といった回答が多く寄せられた。

今後も来園者のニーズを把握し、市民と観光客の双方にとって魅力的な活用方法を検討する必要がある。

(8) 施設管理費用

指定管理者による本庭園の管理費用は、本市からの指定管理料と来園者入場料などによる収入を合わせても賄えておらず、史跡若松城跡の活用による収益で補填しているのが現状である。

より魅力的な活用方法を模索し、来園者数の増加を図る必要がある。

第3節 整備の現状と課題

第1項 整備の履歴と現状

本庭園は明治以降たびたび改修が行われていると考えられるが、会津保松会による一般公開が始まる昭和28(1953)年以前の改修などの内容については、記録に乏しくほとんど不明である。

昭和7(1932)年の名勝指定では、指定範囲は園の中央から南側の庭園部のみであり、昭和54(1979)年の追加指定によって園全域が指定範囲となった。そのため追加指定範囲においては、昭和7(1932)年名勝指定から昭和54(1979)年の追加指定までの間に、管理事務所の建築や薬草標本園の整備、重陽閣の移築など、何度も改変が行われている。

(1) 池護岸(心字の池・鶴ヶ清水・西池)の整備

① 会津若松市の管理以前

池の浚渫や護岸改修などが繰り返し行われており、そのなかでも昭和28(1953)年の一般公開に伴う改修が大規模なものであったと考えられる。また、昭和29(1954)年には、埋もれていた御茶屋御殿南側の西池が掘り出されている。

【表5-7】は、昭和28(1953)年から、会津若松市が園を取得する平成2(1990)年までの各改修を示したものである。

そのなかで庭園部の改修を見ると、一般公開後の昭和28(1953)年に全体的な改修が行われているほか、昭和30年代には観光客の増加とともに池の浚渫、園路整備、護岸改修などがたびたび行われている。

[表5-4] 会津若松市管理以前の改修一覧

年度		改修内容
昭和28(1953)年度		全体の改修が行なわれる 一般公開がはじまる
昭和29・30(1954・1955)年度	◎	楽寿亭修理、屋根の葺き替え
昭和30(1955)年度	◎	御茶屋御殿屋根葺き替え
昭和32(1957)年度	△	公衆便所改修、休憩所設置、売店史料室増改築
昭和33(1958)年度	◎	御殿および附属家の雨樋を新規取付け
	◎	外障子をガラス戸に改修
昭和35(1960)年度	◎	心字の池の浚渫
	△	薬草園を含む遊園地の盛土および水路架橋の設置
	◎	男滝・女滝上の水路石積み修理
	◎	心字の池護岸コンクリート擁壁撤去、護岸石積修理、護岸詰杭新設
	◎	御茶屋御殿石畳沈下修理
	◎	園路敷石不陸修理
	◎	御茶屋御殿前盛土
	◎	庭園余剰土砂敷取
	◎	楽寿亭屋根修理
	◎	庭園内張芝・四阿3棟建設
昭和36(1961)年度	△	稲荷社地に礎石が判明
	△	稲荷社前の水路に藩校日新館の橋材をもって架橋した
	◎	男滝南側の護岸に燈籠の礎石を発見

年度	改修内容
昭和 38 (1963) 年度	◎ 反橋架け替え ◎ 心字の池浚渫 (中島南岸の土砂敷き取りでは、旧護岸を発見し、池庭の保護に努めた) ◎ 心字の池の西池護岸補強の詰杭を施工
昭和 39 (1964) 年度	◎ 男滝・女滝上の水路石積み修理 ◎ 園路石敷きの不陸直し ◎ 楽寿亭の屋根修理 △ 埋もれていた稲荷社の礎石を整備し、社殿を移す
昭和 40 (1965) 年度	◎ 心字の池浚渫 ◎ 楽寿亭の屋根葺き替え ◎ 心字の池の排水路建設
昭和 41 (1966) 年度	◎ 御茶屋御殿屋根修理
昭和 42 (1967) 年度	◎ 心字の池浚渫
昭和 43 (1968) 年度	◎ 心字の池浚渫
昭和 46 (1971) 年度	◎ 心字の池浚渫、護岸補修
昭和 48 (1973) 年度	△ 庭園南西に作業・休憩所新設
昭和 49 (1974) 年度	◎ 楽寿亭の屋根葺き替え
昭和 51 (1976) 年度	◎ 御茶屋御殿の屋根修理
昭和 52 (1977) 年度	◎ 心字の池浚渫 △ 南側および西側水路の石積み補修 ◎ 反橋架け替え
昭和 54 (1979) 年度	名勝の追加指定を受ける
昭和 59・60 (1984・1985) 年度	◎ 楽寿亭半解体修理

◎は当時の指定地内の改修、△は指定地外の改修／会津若松市教育委員会『名勝会津松平氏庭園Ⅲ』会津若松市教育委員会、2004年から引用し、編集した。



[図5-7] 御薬園施設修理計画図 (昭和 35 年)

② 会津若松市の管理以後

平成9（1997）年に策定した「整備基本計画」に基づき、平成16（2004）年度から令和元（2019）年度まで、池護岸の整備を実施した。

平成13（2001）年度から護岸整備の具体的な検討を開始し、護岸整備と修理の方針は、造営当初の護岸を復元することを基本とした。開始にあたっては、護岸に関する基礎情報を収集するため、平成14・15（2002・2003）年に心字の池全体にトレンチを設定して発掘調査を行い、平成15（2003）年度に修復の基本設計を行った。

平成16（2004）年度より池浚渫に着手し、平成17（2005）年度より景観上重要な御茶屋御殿前の護岸から整備を開始した。平成18（2006）年度以降は、心字の池の護岸について時計回りを基本として整備を進め、平成27・28（2015・2016）年度には鶴ヶ清水、平成30・令和元（2018・2019）年度には西池を修復し、護岸整備を終了した。

なお、護岸整備にあたっては、各工事の前年に整備予定範囲にトレンチを設定して発掘調査を行い、その結果に基づいた整備の方法について整備指導会議で検討・修正し、修復方法を決定した。更に、修復工事の際にも調査を行いながら進めた。

[表5-5] 池護岸の整備履歴（会津若松市管理以後）

年度	改修内容
平成16（2004）年度	心字の池浚渫および池底調査
平成17（2005）年度	御茶屋御殿前護岸修復
平成18（2006）年度	北岸西部護岸修復
平成19（2007）年度	北東部護岸および女滝修復
平成20（2008）年度	北岸中央および女滝南側、中島西側護岸修復
平成21（2009）年度	中島北・東・南側護岸修復
平成22（2010）年度	東岸南側護岸修復
平成23（2011）年度	南岸護岸修復および災害対応
平成24（2012）年度	南岸西側・西岸南側護岸修復および西岸南側着手前写真測量
平成25（2013）年度	西岸南側竣工写真測量
平成26（2014）年度	出島護岸修復および石組部写真測量
平成27（2015）年度	鶴ヶ清水護岸修復および西池東岸着手前写真測量
平成28（2016）年度	鶴ヶ清水北側東岸護岸修復および心字の池修復後地形測量
平成30（2018）年度	西池西岸護岸修復および地形測量
令和元（2019）年度	西池東岸護岸修復および写真測量
令和3（2021）年度	護岸整備報告書刊行

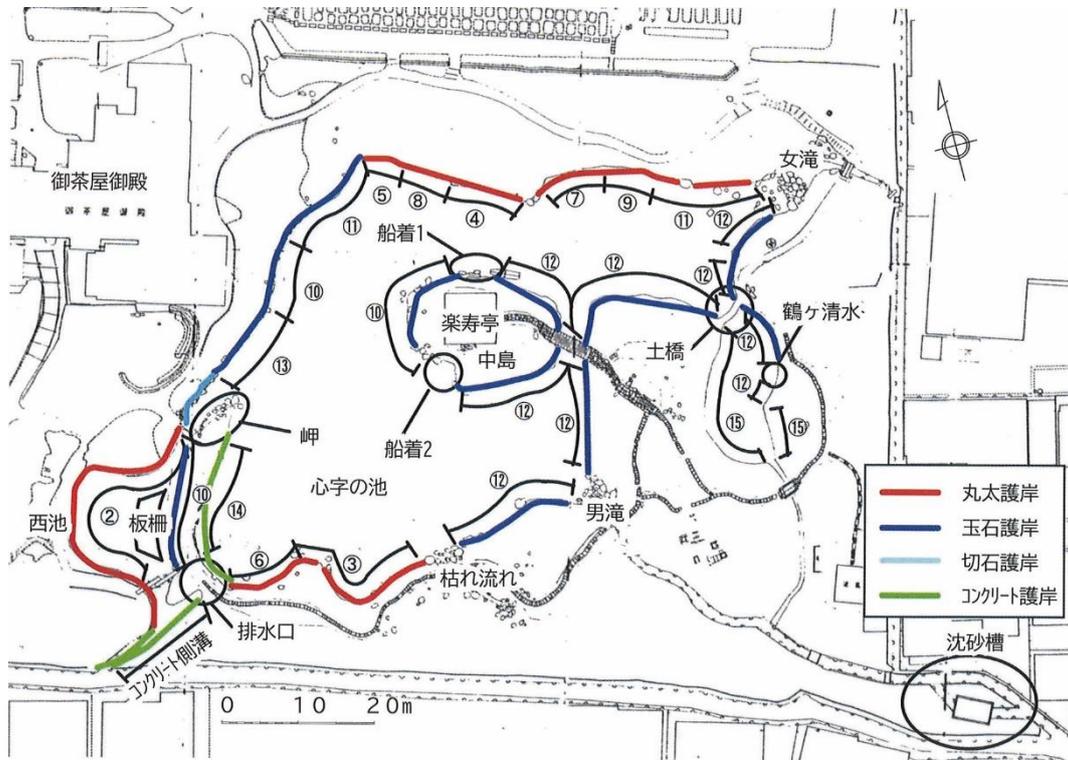


[写真5-9] 平成23（2011）年度南岸護岸修復



[写真5-10] 平成30（2018）年度西池西岸護岸修

復



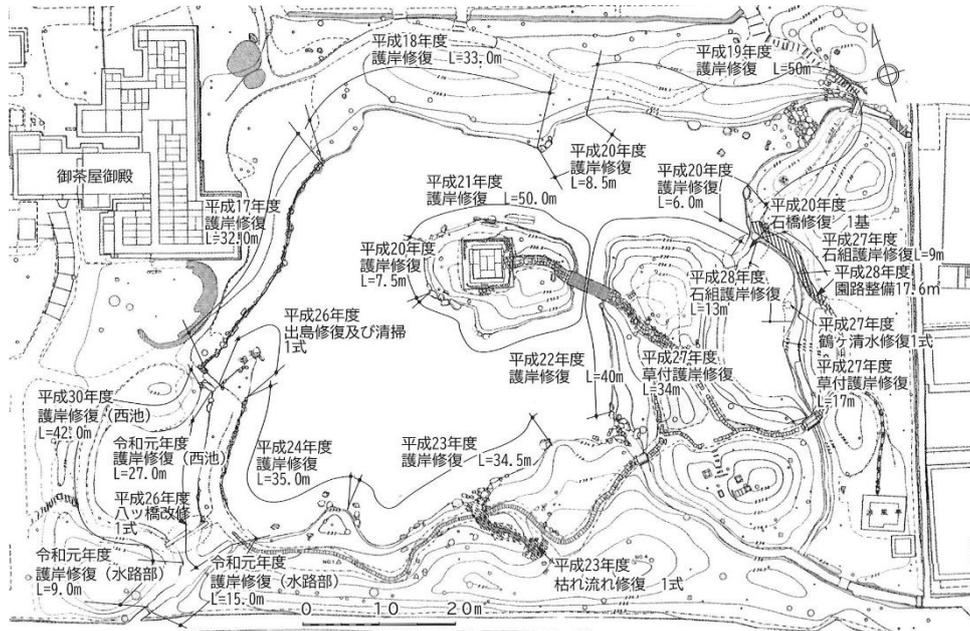
〔図5-8〕着手前の調査による護岸分類図 (S=1/1,000)

(会津若松市教育委員会編『国指定名勝会津松平氏庭園護岸整備報告書』会津若松市教育委員会、2022年)



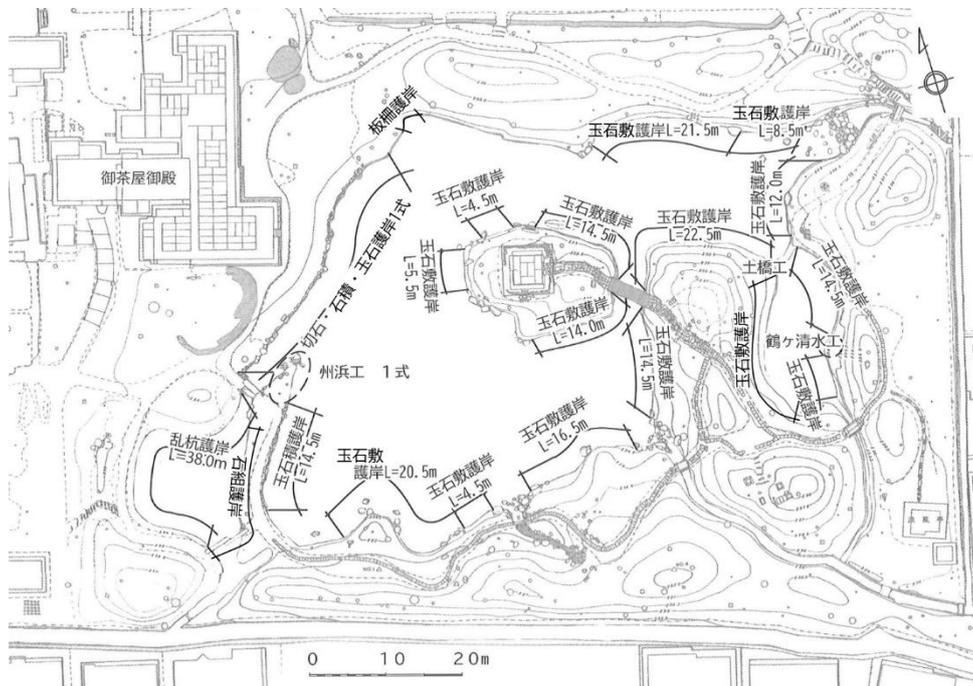
〔図5-9〕年度別護岸測量範囲図 (S=1/1,000)

(会津若松市教育委員会編『国指定名勝会津松平氏庭園護岸整備報告書』会津若松市教育委員会、2022年)



[図5-10] 年度別護岸修復範囲図 (S=1/1,000)

(会津若松市教育委員会編『国指定名勝会津松平氏庭園護岸整備報告書』会津若松市教育委員会、2022年)



[図5-11] 修復平面図 (S=1/1,000)

(2) 御茶屋御殿の整備

①会津若松市の管理以前

御茶屋御殿は江戸期に建築されたのち、複数回の増築・改変が行われており、建物は大別して江戸期建物・明治期建物・昭和期建物の3つに分けられる。

江戸期建物は、元禄9(1696)年、もしくは安永年間(1772~1781)に創建されたと伝えられる。明治元(1868)年の戊辰戦争では、園内の表門などの一部の建物が焼失したが、御茶屋御殿は兵火を免れた。

明治期建物は、明治16(1883)年に旧藩主の松平容保一家が住むにあたって増築されたもので、「松の間」、「二階建部分」、「座敷八畳」などが該当する。昭和7(1932)年の名勝指定時に名勝の構成要素とされたのは、江戸期建物のみであった。

昭和期建物は、昭和10(1935)年以前に増築された部分と、庭園一般公開後の昭和32(1957)年の増築部分に分けられ、前者には江戸期建物の西側に増築された「八畳」や、売店の東側に位置する「土間」、「台所」が該当し、後者には「売店」などが該当する。

昭和30(1955)年に国庫補助事業により屋根葺替え等の修理が行われたほか、昭和41(1966)年、昭和51(1976)年にも屋根修理が行われている。

②会津若松市の管理以後

平成9(1997)年に茅葺屋根の葺替えを行ったほか、平成19(2007)年に明治期建物の修復工事を行った。

また、平成23(2011)年3月11日に発生した東日本大震災を受けて建物の被害調査を行った結果、江戸期建物・明治期建物の双方に地震被害、および経年劣化による破損が見られた。その後、指導会議による検討により、明治期建物を大名庭園における最後の藩主による改変として捉えることで構成要素として組み込み、江戸期建物・明治期建物の双方を国庫補助事業により修復した。

【表5-6】御茶屋御殿の修理履歴(会津若松市管理以後)

年度	改修内容
平成9(1997)年度	屋根葺替え工事
平成10(1998)年度	昭和期建物(売店)屋根・天井改修工事
平成19(2007)年度	明治期建物屋根改修工事、床板張替工事
平成23(2011)年度	3月11日発生の東日本大震災による仮復旧工事 御茶屋御殿および楽寿亭破損調査
平成24(2012)年度	御茶屋御殿の復旧基本計画策定
平成25(2013)年度	御茶屋御殿の復旧実施設計策定
平成26・27(2014・2015)年度	明治期建物修復
平成28・29(2016・2017)年度	江戸期建物修復・茅葺屋根葺替え



〔写真5-11〕 御茶屋御殿（明治期）修理前

〔写真5-12〕 御茶屋御殿（明治期）修理後

（会津若松市教育委員会編『名勝会津松平氏庭園御茶屋御殿修理工事報告書』会津若松市教育委員会、2018年）

（3）楽寿亭の整備

①会津若松市の管理以前

心字の池の中島に建つ建物で、御茶屋御殿と同じく江戸期に建築された建物である。御茶屋御殿と同様に元禄9（1696）年、もしくは安永年間（1772～1780）に創建されたと伝えられ、明治元（1868）年の戊辰戦争では楽寿亭も兵火を免れている。建具に残る痕跡や古写真から、一般公開以前にもたびたび改修を受けていたことが判明している。

一般公開後の昭和29（1954）年から昭和30（1955）年にかけては、国庫補助事業として茅葺屋根の葺替えや部分修理が行われたほか、昭和59（1984）年から昭和60（1985）年にかけては半解体修理が行われている。

②会津若松市の管理以後

平成13（2001）年度と令和4（2022）年度の2回に渡って茅葺き屋根の葺き替えを行っており、おおむね20年に1回のペースでの葺き替えとなっている。

〔表5-7〕 楽寿亭の修理履歴（会津若松市管理以後）

年度	改修内容
平成13（2001）年度	屋根葺替え工事
令和4（2022）年度	屋根葺替え工事

（4）重陽閣の整備

①会津若松市の管理以前

昭和3（1928）年、秩父宮勢津子妃殿下がご婚約に伴い来若された際、宿泊施設として東山温泉の「新滝」旅館に別館として建てられた建物である。昭和48（1973）年に御薬園内に移築された。なお、移築の際に3階建てから2階建てに変更されている。

②会津若松市の管理以後

平成6（1994）年に、1階部分の改修工事を行い調理場を整備し、重陽閣での料理提供を

開始した。平成 23（2011）年 3 月 11 日の東日本大震災では、2 階の額入り障子が落下するなどの被害が生じたほか、平成 28（2016）年には暴風による屋根瓦の落下被害が生じるなどしている。平成 30（2018）年度には屋根南側の瓦葺替え、令和 4（2022）年度には屋根北側の瓦葺替えを行っている。このほか、小規模な破損などに対しては、その都度補修を行っている。

〔表 5-8〕 重陽閣の修理履歴（会津若松市管理以後）

年度	改修内容
平成 28（2016）年 4 月	玄関近くの瓦落下（暴風による）。応急補修
平成 30（2018）年度	南側屋根瓦葺替え
令和 4（2022）年度	北側屋根瓦葺替え

（5） 植栽整備

① 会津若松市の管理以前

【図 5-7】に示した昭和 35（1960）年の施設修理計画図には「⑰松補植 6 本」との記載がある。この他にも定期的な整備が行われていたと想定されるが、記録に乏しく詳細は不明である。

② 会津若松市の管理以後

整備基本計画を作成し庭園整備を実施するための基礎調査として、平成 4（1992）年度に樹木調査を実施した。その後は日常管理のほか、主に支障木の発生に対応する形で植栽整備を行ってきた。

〔表 5-9〕 主な植栽整備履歴（会津若松市の管理以後）

年度	内容
平成 6（1994）年度	稲荷神社周辺で幹の腐朽が進んだサワラ 2 本とスギ 1 本を伐採
平成 12（2000）年度	支障木 13 本を伐採
平成 13（2001）年度	指定地北側境界沿いのスギを剪定（中段切り）、その他園内樹木の剪定
平成 16（2004）年度	男滝脇のモミを剪定（中段切り）、マツクイムシ防除樹幹注入
平成 17（2005）年度	雪害で倒伏した心字の池北側護岸沿いのマツ 2 本を処理
平成 18（2006）年度	東側境界にマサキ植栽
平成 19（2007）年度	東側境界にマサキ植栽
平成 20（2008）年度	マツクイムシ防除樹幹注入
平成 21（2009）年度	マツクイムシ防除樹幹注入
平成 22（2010）年度	マツクイムシ防除樹幹注入、雪害倒木を除去
平成 23（2011）年度	民地に隣接する大木化した樹木を伐採
平成 24（2012）年度	雪害で枝折れしたマツ 1 本とエゾエノキ 1 本を剪定
平成 25（2013）年度	高木モミ枝払い 2 本、南側隣地に影響のあるクルミ 2 本剪定、スギ幼木 3 本除去
平成 26（2014）年度	雪害で倒伏した心字の池北東側のマツ 1 本を伐採
平成 28（2016）年度	強風で倒伏したノウゼンカズラ 1 本を伐採
令和 2（2020）年度	マツクイムシの被害により枯れた鶴ヶ清水東側のマツ 1 本を伐採 マツクイムシ防除樹幹注入
令和 4（2022）年度	支障木 14 本を伐採
令和 6（2024）年度	雪害で倒伏したアカマツ 2 本とヤナギ 1 本を伐採

(6) その他の整備

①会津若松市の管理以前

【図5-7】には「②苑路敷石不陸修理」などの記載がある。この他にも定期的な整備が行われていたと想定されるが、資料に乏しく詳細は不明である。

②会津若松市の管理以後

池護岸整備の開始と前後し、課題であった水位調整機能を有する導水・排水ルートを確認するために水門の設置を行った。また、その他老朽化した設備の修繕や撤去を実施してきた。

【表5-10】 その他整備履歴（会津若松市の管理以後）

年度	内容
平成 10 (1998) 年度	沈砂槽を改修、南側境界に建仁寺垣を設置
平成 12 (2000) 年度	水路流入部に水門 1 基を設置
平成 15 (2003) 年度	水路流入部に水門 2 基を設置
平成 17 (2005) 年度	水路流出部に水門 1 基を設置、流出部のU字溝を撤去、涼風舎南側のトイレを撤去
平成 18 (2006) 年度	涼風舎を修理
平成 25 (2013) 年度	中島に架かる木橋を修繕
平成 26 (2014) 年度	西池八ツ橋を架け替え
平成 30 (2018) 年度	西池八ツ橋を修繕
令和 2 (2020) 年度	中島に架かる木橋を架け替え



【図5-12】 主な植栽その他整備位置図 (S=1/2,000)

第2項 整備の課題

本庭園の整備については、建造物の茅葺屋根葺替えなど保存上必要な範囲での修理を行ってきたほか、造営当初の姿を復元することを基本とした護岸整備を20年以上にわたって実施しており、護岸整備は令和3（2021）年度の整備報告書刊行をもって一旦終了した。

ここでは、今後の整備上の課題について整理する。

（1）回遊ルートの設定

江戸期には、北側にある現在の出入り口ではなく、敷地西側に存在した表門から出入りしていたことが判明している。整備計画では、表門を復元して敷地西側を出入口とし、池庭の回遊ルートを現状の右回りから左回りに変更する計画であった。しかし、平成7（1995）年から平成8（1996）年にかけて実施した発掘調査では表門の痕跡が確認できず、表門の復元と回遊ルートの変更が実現に至らなかった。表門の復元と動線の変更は、管理施設の配置とも関わる問題であり、今後再検討が必要である。



【写真5-13】表門付近の現状



【写真5-14】男滝き損復旧工事
（平成8（1996）年）

（2）護岸整備の課題

護岸整備に伴う発掘調査において、男滝の古い時期の痕跡が確認され、かつての男滝が現況の2倍程度の幅であったことが確認された。男滝を復元した場合、男滝を渡る園路の石橋を架け替える必要が生じることなどから、現状維持としている。鶴ヶ清水の東岸では、古い石組護岸が現在の岸より外側に広がる状況が確認され、護岸を埋めたてた盛土の上に現園路が造られていることが判明した。護岸を復元した場合、園路の再設定が必要となるため、現状維持としている。

（3）植栽整備の実施

園全体で樹木の高木化が進行しつつあり、鬱蒼と茂った樹木が庭園の眺望を阻害するなど空間の広がりが見失われているほか、雪害や強風などで被害が発生しやすい状態となっている。

景観の維持・改善や防災上の必要性から、令和4（2022）年度に実施した植栽調査の結果【図3-40】【表3-10】に基づき、日常管理では取り扱いにくい大きな樹木の切り戻しや、庭園の作庭意図が明確となるような整枝剪定、周辺景観をふまえた植栽整備を全体的に行う必要がある。

(4) 園に関する歴史資料の検索

江戸期の庭園の姿については、薬草園や表門の形態をはじめ不明な点が多く、近代以降の庭園整備の来歴についても同様である。また、一般的に語られている園の来歴についても出典資料が不明確な部分がある。今後の整備内容を検討する際の基礎資料として、園に関する歴史資料の検索を継続する必要がある。

(5) 薬草標本園の検討

「御薬園」としての性格を示す薬草標本園の在り方について、地下遺構などの発掘調査を含む事前調査や資料調査を行い内容を検討するとともに、薬用植物の表示の仕方などについても検討する必要がある。

(6) 管理ゾーンの検討

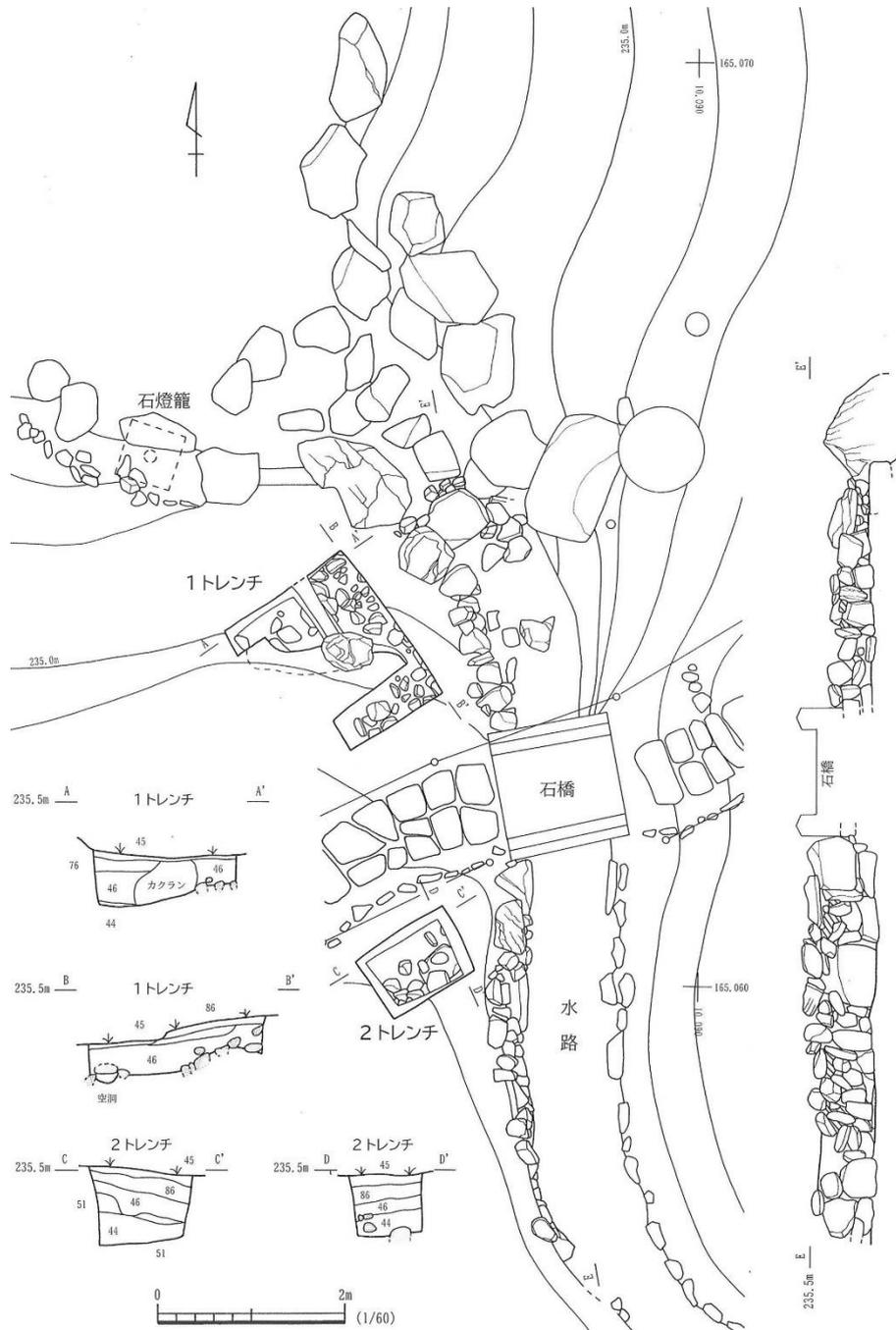
老朽化した管理施設の改修や建て替えが必要な時期に差し掛かっており、管理施設や便益施設、駐車場の配置について議論し、整備を行っていく必要がある。

(7) 建造物内部整備の検討

御茶屋御殿の2階部分、及び重陽閣については一般公開を行っておらず、建物内部の活用方法の検討と合わせて、活用を前提とした改修工事を検討する必要がある。

(8) ガイダンス設備等の検討

来園者に対する適切な情報の伝え方を検討し、情報を伝えるために必要な手段を、庭園内の各所で一体的に整備する必要がある。



【図5-13】男滝（平成7（1995）年調査時）
 （会津若松市教育委員会編『国指定名勝会津松平氏庭園護岸整備報告書』会津若松市教育委員会、2022年）

第4節 運営体制の現状と課題

第1項 運営体制の現状

平成2（1991）年度の公有化以降、本庭園は会津若松市の所有であり、会津若松市教育委員会文化スポーツ課が所管している。園全体の管理・運営業務については、指定管理者制度により、現在、史跡若松城跡の管理・運営業務と合わせて一般財団法人会津若松観光ビューローに委託している。指定文化財に関わる手続きは会津若松市教育委員会文化スポーツ課が担当しており、大規模な改修工事などについては会津若松市が主体となっている。

公開活用に伴う受付や現地での案内などは、指定管理者が行っている。また、年間のイベントスケジュールや活用事業に関しては、指定管理者が立案計画し、主催している。

本庭園の保存・活用・整備にあたっては、文化庁や福島県教育委員会と適宜協議し、学識経験者からなる指導会議によって指導・助言を受けながら進めている。

会津若松市御薬園条例、会津若松市御薬園条例施行規則ほかに基づき、指定管理者が行う業務の範囲として指定管理業務仕様書に明示しているのは、以下の3点である。

- 1 施設の観覧および利用などに関する業務
- 2 施設および設備の維持管理業務
- 3 管理運営業務

本計画策定時の指定管理者は、管理業務を行うにあたり、庭園管理の専従者1名を配置しているほか、庭園清掃などの実務の一部をシルバー人材センターに委託するなど、外部委託も含めて実施している。

第2項 運営体制の課題

運営組織に関する大きな課題は無く、指定管理者と会津若松市の担当課との間でそれぞれに連携を図り、円滑な運営を実現している。ただし、指定管理者と会津若松市の間では、指定管理者からの書面による活動報告を除くと、定例会議などの定期的な情報共有の場は設定されておらず、協議すべき案件が発生した際は、その都度個別の連絡によって情報を共有している。指定管理業務の運営状況を把握し、問題点などを双方で確認するためにも、定期的な情報共有の場の設定は必要である。

また、庭園管理の業務量については課題があり、園内の植栽や景観などを今後も維持していくために必要な人員体制について検討する必要がある。

第6章 大綱

第1節 基本的な考え方

本庭園は、昭和7（1932）年の指定理由に記されるように、江戸時代中期に築造された大名庭園の山水庭として優秀で、薬草園としても使用された。

明治時代に旧藩主松平容保が居住し、昭和48（1973）年には、松平容保の孫である勢津子妃ゆかりの重陽閣が移築された。

このように本庭園は、大名庭園として優れたものであるのみならず、薬草標本園が有する薬草園的機能を継承している。また、明治時代以降も会津の人々と旧藩主をつなぐ重要な存在として歴史的価値が高い。

上記のような本庭園の本質的価値を損なわずに、確実に後世に継承することを基本とし、本質的価値と魅力を伝えるための活用を推進する。

第2節 基本方針

1 保存・管理

本質的価値を保存し未来に継承するために、維持管理、防犯防災対策を確実に行うとともに、価値を保つための整備を行う。

2 構成要素の保存

本庭園における重要な構成要素である水系や地割などを確実に保存し、そのために必要な調査も随時行う。

3 近代以降の価値

本庭園は、旧藩主と会津の人々をつなぐ重要な存在であるということを認識し、新たな価値の調査研究と情報発信を行う。

4 活用

本庭園の本質的価値を活かす活用を基本とし、その魅力を広く伝えることができる活用方法を検討し、そのための整備も行う。

5 管理体制

本庭園が本質的価値を損なうことがないように、特に文化財庭園の管理に必要な専門的知識・技能を持つ者を配置するほか、防犯・防災や維持管理の観点も含め、管理体制を整える。

第7章 保存管理

第1節 保存管理の方向性

本庭園は、コンパクトな中に様々な要素がまとまった優れた大名庭園であり、会津の人々にとって旧藩主とのつながりを感じることができる場であるのみならず、会津以外の人々にとっても、会津藩時代の歴史と、近代以降も旧藩主と深くつながってきた会津の歴史を体感することができる場である。

また、現在の薬草標本園は、昭和28(1953)年の一般公開以降に整備されたものであるが、本庭園は江戸時代に薬草園として使用された歴史があり、現在も御薬園として親しまれている。

このような本庭園の本質的価値を後世に継承するために、保存管理の方向性を定める。

1 本質的価値を確実に後世に継承するための保存管理

江戸時代の地割を基本とする池庭、御薬園としての歴史をつなぐ薬草標本園、明治時代以降の旧藩主に関わる建築物などの本質的価値が損なわれないよう、資料調査などの研究も続けながら保存管理を行う。

2 本庭園の歴史的環境と周辺環境との調和を適切に図るための保存管理

周辺環境の変化に注意しながら、庭園の景観、借景などの保全を図るための保存管理を行う。

3 管理・活用に必要な要素の保存管理

本庭園の本質的価値について来園者の理解促進を図るため、管理・活用に必要な要素も適切に管理し保全する。

第2節 保存管理の方法

保存管理の方向性に基づき、要素ごとに保存管理の方法を記す。なお、大雨や地震など自然災害が発生した場合は、速やかに現況を把握し、文化庁、県文化財課、指導会議委員に報告したうえで、関係機関と協議し対応を検討する。

1 本質的価値を構成する要素

・園路

石敷の劣化や樹木の生長による不陸などの園路の対応に関しては、日常管理を適切に行い、不具合が生じた場合は早急に整備する。

・池泉

心字の池、鶴ヶ清水、西池は、これまで学術的な発掘調査を行いながら、その成果に基づいて整備してきた。西池は昭和29(1954)年頃に埋没していたかつての西池を掘り直して整備

されたものではあるが、平成 28（2016）年からの発掘調査によって旧護岸の形状・意匠を確認して復元整備されている。

こうした現状の姿を維持するため適切に管理し、劣化などで護岸などの修理が必要な場合は、現状に復することを基本とする。

- ・水系

園内への水の流入路の管理のため、沈砂槽や水門を設置し管理することにより良好な水質を保っており、今後もそれらの日常管理を適切に行う。

また、池の水質悪化も懸念されるため、時期を見て浚渫を行う必要がある。

- ・植栽

視点場である御茶屋御殿からの主景観木であるマツなどは、日常的に整える必要がある。また、園内樹木の樹幹の空洞化などが懸念されるため、樹木の状態を調査し対策を行う。境界木であるスギなどは成長が著しいため、切り戻しなどの対策が必要であり、昭和 28（1953）年の公開後に植樹されたソメイヨシノなどは、樹勢の衰えが著しく枯れが見られるものもあるため、危険木は伐採整備を行う必要がある。

- ・木造建築

御茶屋御殿、楽寿亭、重陽閣は景観的にも歴史的にも価値が高く活用するうえでも重要であるため、日常管理を適切に行い修理が必要な場合は価値を損なうことのないよう整備を行う。

2 本質的価値を補完する要素

- ・構造物

雨雪対策で一部に設置された木道をはじめとした、園路上に存する構造物は、庭園を鑑賞するうえで必要な要素である。そのため、景観上のみならず見学者の安全面からも日常的に状況を確認し、適切に管理する。

3 管理・活用に必要な要素

- ・管理施設

本庭園の保存管理や活用に必要な施設については、景観に影響を及ぼさない範囲で必要な修繕・改修を行う。

- ・案内板

案内板などの活用に必要な要素については、本質的価値を見学者が理解するための施設であるため、適切に管理し、必要があれば景観に考慮したうえで修繕を行う。

・防災・防犯設備

庭園や建造物などを保存するうえで重要な設備であるため、定期的に点検や修理を行い、各設備を維持管理する。

第3節 現状変更などの取扱い

第1項 現状変更などの取扱い方針

本庭園の本質的価値や景観の保存を最優先に考え、下記の4項目に伴う現状変更以外は、原則として認めない。

- 1 庭園の保存を目的とした発掘調査や学術調査
- 2 発掘調査や学術調査に基づく庭園の修理および整備
- 3 庭園の保存を目的とした建造物などの修理
- 4 活用や防災上、必要な環境整備や施設整備

第2項 現状変更などの取扱い方針における留意事項

現状変更などの取扱いは、事前に福島県と協議するものとし、必要に応じて文化庁と協議する。また、指導会議委員の指導・助言を得るものとし、次の項目に留意するものとする。

- 1 現状変更などの行為は、本庭園の本質的価値を損なわないものに限って行うものとする。
- 2 保存整備に伴う現状変更などは、発掘調査や学術調査成果に基づくものを基本とするが、発掘調査の範囲は必要最小限に留めるものとする。
- 3 保存管理に伴う現状変更などは、安全確保を目的としたもの、構成要素の保存や景観の保全を目的としたものとする。
- 4 活用に伴う現状変更は、本庭園の本質的価値に即した公開活用を目的とするものとする。
- 5 管理・活用に必要な施設の整備については、庭園の風致景観に配慮した素材、色彩、規模、形態とする。
- 6 現状変更を行う場合は、その行為の実施前後の経過を記録し保存すること。

第3項 現状変更などの取扱い基準

記念物の指定範囲で行われる行為のうち、手続きが必要となるのは現状変更行為に係る申請と、き損に伴う復旧行為に係る届出である。日常的な維持管理行為や災害に伴う応急措置は手続きが不要である。

なお、指定地内の建造物の修理や現状変更については、事前に福島県、文化庁と協議のうえ、必要な手続きをとる。

[表 7-1] 現状変更申請・届出区分

行為	申請・届出の手續	区分	根拠となる法令等
現状変更	現状変更申請	国許可	文化財保護法第 125 条
		市許可	文化財保護法第 125 条
			文化財保護法第 184 条
			文化財保護法施行令第 5 条
き損に伴う復旧	復旧届		文化財保護法第 127 条
維持の措置	不要		文化財保護法第 125 条ただし書
災害時の応急措置			特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等に関する規則第 4 条

(1) 想定される現状変更許可が必要となる行為

- ・発掘調査に伴う掘削
- ・護岸・園路整備などに伴う掘削
- ・管理・活用に必要な建造物、構造物の建設に伴う掘削
- ・活用のための構造物設置
- ・池泉の水量・水質を保全するための設備の改修、および浚渫
- ・既存木の枯損などによる後継木の補植
- ・健全な樹木の育成や密度管理に伴う樹木の伐採

(2) 市に権限が委譲されている現状変更

- イ 小規模建築物（階数が二以下で、かつ、地階を有しない木造または鉄骨造の建築物であって、建築面積（増築または改築にあつては、増築または改築後の建築面積）が百二十平方メートル以下のものをいう。ロにおいて同じ。）で二年以内の期間を限って設置されるものの新築、増築または改築
- ロ 小規模建築物の新築、増築または改築（増築または改築にあつては、建築の日から五十年を経過していない小規模建築物に係るものに限る。）であつて、指定に係る地域の面積が百五十ヘクタール以上である史跡名勝天然記念物に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八条第一項第一号の第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域または田園住居地域におけるもの
- ハ 工作物（建築物を除く。以下このハにおいて同じ。）の設置もしくは改修（改修にあつては、設置の日から五十年を経過していない工作物に係るものに限る。）または道路の舗装もしくは修繕（それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。）
- ニ 法第百十五条第一項（法第百二十条および第百七十二条第五項において準用する場合を含む。）に規定する史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置または改修
- ホ 電柱、電線、ガス管、水管、下水道管その他これらに類する工作物の設置または改修
- ヘ 建築物などの除却（建築または設置の日から五十年を経過していない建築物などに限る。）
- ト 木竹の伐採（名勝または天然記念物の指定に係る木竹については、危険防止のため

必要な伐採に限る。)

チ 史跡名勝天然記念物の保存のため必要な試験材料の採取

(3) 現状変更許可を必要としない行為

- ・ 日常的に行う樹木の剪定や除草作業
- ・ 建造物維持のために行う軽微な修繕
- ・ 園路の不陸などの解消を目的とする小規模な客土

[表7-2] 構成要素ごとの取扱い基準

分類	主な要素	概要	現状変更の取扱い基準	
本質的価値を構成する要素	地割及び地形	中島	心字の池の構成要素	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原則として現状保存とし、保存のための現状変更は、学術的調査に基づき本質的価値を損なわないものとする。 ・ 伐採は、安全上問題がある場合や、本質的価値を保つ目的の場合のみ認める。 ・ 補植は、既存の景勝木枯損のための後継木など名勝としての価値を損なわない場合に認める。 ・ 原則として現状保存とし、保存・管理のために必要な修理は、本質的価値を損なわないものに限り認める。 ・ 修理が必要な場合は、庭園の本質的価値を損なわず、景観の保全に影響を与えないものに限り認める。 ・ 公開活用に必要な新設は、庭園の本質的価値を損なわないものに限り認める。 ・ その他新設は、庭園の保存管理のために必要なものに限り認める。 ・ 既存施設の更新、改築は、庭園の本質的価値を損なわないものに限り認める。 ・ 既存施設や設備の除却は認める。 ・ 既存設備の更新は認める。
		岬	心字の池の構成要素	
		築山		
		園路	地道、石敷、飛石園路	
	石組	枯沢		
		景石	双鳩石	
	水系	護岸石組	切石護岸、玉石敷護岸、石積護岸	
		池	心字の池、鶴ヶ清水、西池、ハス池	
		滝	男滝、女滝	
	植栽・植生	水路	池への給排水路	
		主景観木	それ自身が景観におけるビューポイントとなる樹木	
		主構成植栽	庭園の景観を構成する樹木	
		境界植栽	庭園外周部を取り囲み、ビューポイントの背景を形成する遮蔽植栽	
構造物・工作物	地被類	苔、芝生		
	塔、燈籠			
	船着場	心字の池の構成要素		
	橋	石橋		
	朝日神社			
建造物	木造建築			
地下遺構				
本質的価値を補完する要素	構造物・工作物	稲荷社		
		境界垣	四ツ目垣、建仁寺垣、生垣	
		木道		
		橋	石橋、木造橋	
管理・活用に必要要素	管理事務所			
	門	表門、西門、通用門		
	売店・展示資料			
	倉庫・作業小屋			
	便益施設	トイレ、駐車場、涼風舎		
	案内板	入口、園路に設置		
	碑	記念碑、顕彰碑		
	給排水設備	沈砂槽、水門		
	板柵護岸			
	コンクリート敷園路			
	橋			
	水道			
	防災・防犯設備			
電気設備				

第8章 活用

第1節 活用の方向性

本庭園は原則として年中無休での一般公開を行っており、今後も同様の方針により一般公開を行う。また、一般公開以外にも様々な活用を行っているため、ここでは、名勝の公開・活用を今後も継続し、発展させていくための活用の方向性について述べる。

○名勝庭園が持つ本質的価値の周知の推進

本庭園の本質的価値は、「会津藩主の別荘として近世に整備された大名庭園である」こと、「薬草標本園として薬園的機能を継承する庭園である」こと、「近代以降に会津松平氏庭園として整備・公開され、旧藩主に関わる地として親しまれる庭園である」ことの3点に集約される。これらの価値が来園者や市民をはじめ広く周知されるよう、庭園の整備や情報発信の強化を行う。

○地域や関連団体などとの連携の推進

市民向けイベントの拡充や、地域住民や関連団体、学校などとの連携強化を検討し、本庭園が市民に愛される憩いの場として永く利用されることを目指す。

○周辺文化財との連携の推進

本庭園の周辺には国指定史跡「若松城跡」（鶴ヶ城）や国指定史跡「会津藩主松平家墓所」（院内御廟）をはじめ、本庭園に関連する様々な文化財が存在しており、周辺の関連文化財と連携した活用を行うことを検討する。

○名勝庭園の鑑賞に適した環境の維持

庭園の鑑賞に適した落ち着いた空間を維持し、静寂な環境が損なわれないよう、活用に際して配慮する。

第2節 活用の方針

○調査・研究の推進

本庭園に関する史料収集をはじめとする調査・研究を推進し、本庭園の来歴や当時の利用方法などに関する不明点を明らかにすることで、本質的価値の顕現を図る。

○本質的価値の情報発信

市民や観光客をはじめ多くの方に対し、本庭園の本質的価値や魅力を周知するため、パンフレットやウェブサイトなど情報媒体を適宜刷新し情報発信の強化を心がけるほか、情報媒体の多言語化を進める。

○文化財保護への意識を高める取り組みの推進

本庭園内で発掘調査や建造物の修理工事を行う際には、発掘成果や修理状況を報告する説明会を可能な限り実施し、市民の文化財保護についての意識の醸成を図る。

○ガイダンス設備の設置

来園者に本庭園の魅力をこれまで以上に実感してもらうため、園内のガイダンス設備の改善を検討する。

○建造物内部の活用方法の検討

建物の老朽化などの問題により、御茶屋御殿内の2階部分、楽寿亭、重陽閣は現在ほとんど活用されていない。これらの建造物について、今後活用方法を検討し、活用を念頭に置いた保存修理を行う。

○薬草標本園の活用方法の検討

本庭園の「御薬園」としての性格を示す薬草標本園の在り方を検討し、より魅力的な薬草標本園を目指す。

第9章 整備

第1節 整備の方向性

整備については、本庭園の現状と課題をふまえ、名勝の本質的価値を適正に保存、継承するための保存整備と、本庭園の魅力と本質的価値を伝える公開活用のための整備を実施する。

第2節 整備の方針

第1項 保存のための整備

(1) 地形および地割

- ・ 池護岸の修復を行う場合は、これまでの発掘調査成果に基づく整備を行う。
- ・ 園路の不陸や表土の流出に関しては、客土の補充や、後世の盛土部分を削平するなど、往時の地形に近づけるよう整える。
- ・ 園路石敷の不陸については、客土による調整などを行い石敷設置当初の状態に復することを基本とするが、不陸の原因となっている樹根の切断などが必要な場合は、指導会議で検討し整備する。

(2) 石組

- ・ 護岸石組の崩落箇所については、発掘調査に基づき整備方針を検討する。

(3) 水系

- ・ 池や排水路に土砂が堆積した場合は、浚渫を行う。
- ・ 沈砂槽や給排水路に不具合が生じた場合は、修繕を行う。

(4) 植栽・植生

- ・ 景観木に関しては名勝としての価値を維持するため、剪定などを適正に行う。
- ・ 庭園の景観構成を考え、不適切な樹木の伐採や剪定を行う。
- ・ 樹勢が衰え、倒木や枯損の危険性がある樹木は、優先的に伐採を行う。特に強風や積雪、落雷、および地震の影響を考慮する。
- ・ スギなどの高木は、景観に影響を及ぼすだけでなく、倒木の危険があるほか近隣への影響もあるため、適切に中段切などを行う。
- ・ 近隣に日照や落葉、景観上などの悪影響を与える境界植栽や、構成要素の建造物に影響を及ぼす樹木は、伐採や剪定を優先的に行う。
- ・ 病虫害防除のため、通風改善や薬剤散布を行う。
- ・ コケなどの地被類が枯損した場合は、その原因を究明し生育環境を改善したうえで必要な補植を行う。

(5) 構造物

- ・ 構造物に傾倒などが生じた場合は原因を究明し、本庭園の価値を損なうことのないように復旧する。
- ・ 四ツ目垣や建仁寺垣の劣化や破損については、庭園の景観を考慮したうえで修繕や新設を行う。

(6) 建造物

- ・ 御茶屋御殿や楽寿亭など名勝の構成要素となっている建造物は、これまでの修理方針を参考に適切に整備する。

第2項 活用のための整備

- ・ 管理事務所は、昭和28(1953)年に庭園が公開されて間もなく建設された建物に修繕を加えて使用しているため、老朽化が著しい。また、断熱機能も低く、冬季の結露などが機器に影響を与えているため、新たな管理事務所を整備する。
- ・ トイレは建物が老朽化しており、男女の仕切りがなく利用者に不便を与えているため、建替えを行う。ただし、外観は本庭園の本質的価値を損なうことのないような仕様とする。
- ・ 展示に関しては、本庭園の本質的価値に対する理解を深めるような展示とする。
- ・ 案内板の設置にあたっては、入園者が本庭園の本質的価値を理解するうえで必要な内容とする。
- ・ 防犯・防災機器や電気設備など、管理・活用に必要な機器が損傷した場合は、早急に修繕、更新を行う。

上記の他、保存・活用のための整備が必要な事象が新たに発生した場合は、指導会議において内容を協議し、その上で整備を行う。

第10章 運営体制

第1節 運営体制の方向性

本庭園の適正な保存と活用のため、文化財保護法や各種法令を順守し、適正に運用するとともに、会津若松市、福島県、文化庁などの関係行政機関および指定管理者などの関係組織が相互に連携して運営する。

第2節 運営体制の方針

(1) 行政機関の役割

・ 会津若松市

会津若松市は、指定管理者に本庭園の日常的な維持管理を委託するとともに、定期的に指導会議を開催し、委員や文化庁、福島県の指導を受けながら、本計画に則り本庭園の本質的価値を維持するための整備や施設の改修などを行う。

また、指定管理者と連携しながら本庭園の本質的価値を後世に伝える多様な手法を探求し、本庭園の保全を積極的に進める。

・ 文化庁・福島県

市は、文化庁及び福島県との情報の共有を図り、保存活用に関する指導や助言、技術や経費の支援を求めるなど、協力体制のもとで運営を行う。

(2) 指定管理者の役割

指定管理者は、本庭園の維持、管理を適切に行い、庭園の保全に努めるとともに、行政機関や関係機関と連携し、円滑な運用に努める。本庭園の維持、管理を適切に行うためには、引き続き専従技術者の配置が必要である。また公開活用に係り、来園者の満足度を上げるよう、適切に運営を行う。

活用に関しては、本計画に則り、原則として指定管理者が行うものとする。

第11章 実施計画

第1節 事業推進に関する方針

第6章大綱で示したとおり、本庭園の本質的価値を確実に後世に継承することを基本とする保存整備事業を実施するとともに、本質的価値と魅力を伝えるための活用事業を推進する。

実施計画は、第1章第3節で述べたように課題の優先度によって短期、中期、長期に分類し、それぞれの計画期間を10年ごととし、概ね5年から10年ごとに見直し、必要があれば部分的に修正を加える。

また、事業の実施に並行して、本庭園保存のため日常的な維持管理や資料調査を継続して実施する。

第2節 実施計画

第1項 短期計画

短期計画は、令和8（2026）年度から令和17（2035）年度までの10年間の計画である。

保存整備のための事業として、本庭園を保全し名勝の景観を保つとともに、来園者や近隣住宅の危険防止のために必要な植栽整備や、池の浚渫、境界垣の改修を短期計画に位置付ける。

保存管理、公開に係る活用のための事業として、老朽化した管理事務所やトイレの建替えを掲げる。

第2項 中長期計画

短期計画実施後の10年間に取り組む計画を中期計画とし、その後10年間に取り組む計画を長期計画とする。

薬草標本園、重陽閣、御茶屋御殿明治期建物については、現状を維持しながら活用方法を検討し、それに合わせた整備を実施することとする。それにより優先順位を定め、中期、または長期の計画に位置付ける。

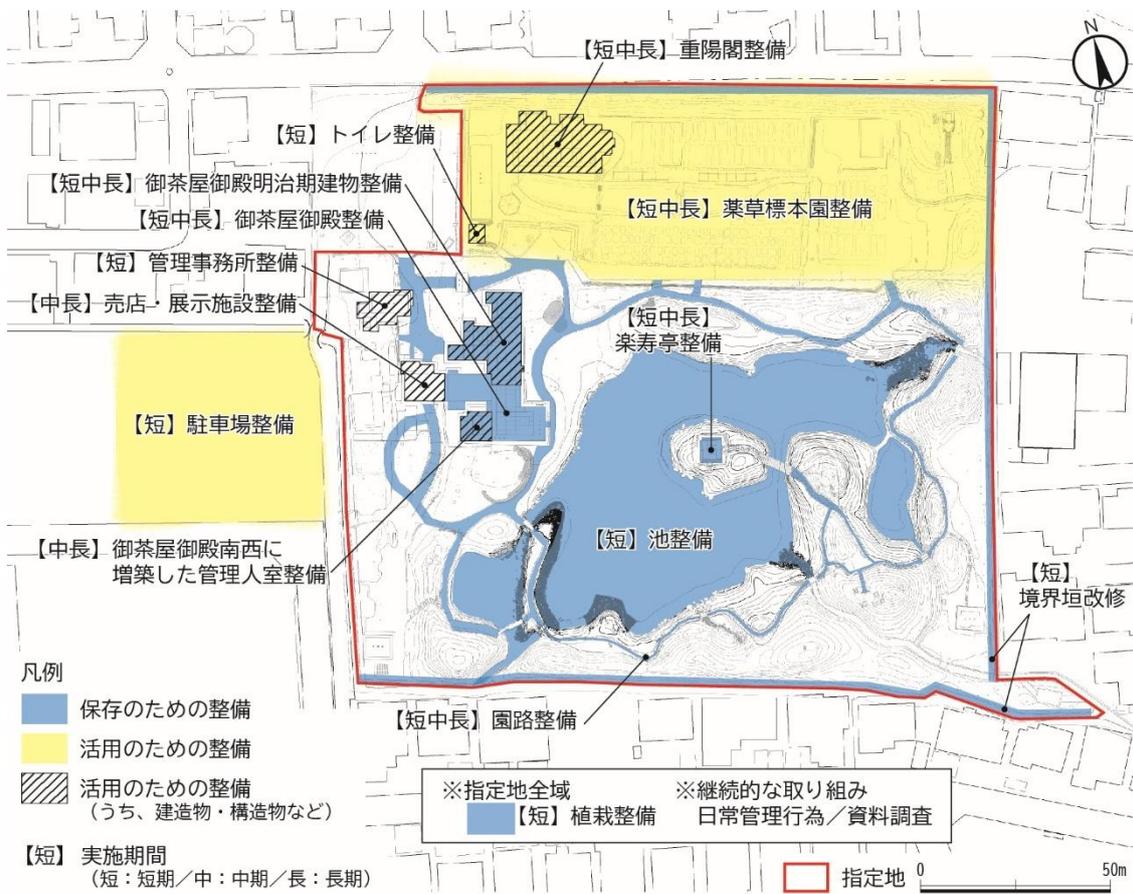
園路整備については、日常管理行為により現状を維持し、日常管理行為の範囲を超えるような修繕が必要な場合は、その都度整備指導会議委員に諮り整備を行う。

また、昭和32（1957）年に建設された売店と、それ以前に御茶屋御殿南西に増築された管理人部屋については現状維持とするが、その整備に関しては中期・長期計画に位置付け、必要な整備を行う。

[表 11-1] 実施計画

分類	内容	実施時期			備考
		短期計画	中期計画	長期計画	
保存のための整備	植栽整備				整備後は、適切な維持管理、小修理などを行う。
	池・水路整備				整備後は、適切な維持管理、小修理などを行う。
	境界垣改修				整備後は、適切な維持管理、小修理などを行う。
	園路整備				日常管理により現状維持。大規模な修繕が必要な場合は指導会議に諮り対応。
	御茶屋御殿整備				これまでの修理方針を参考に、適切に整備する。
	楽寿亭整備				
活用のための整備	管理事務所整備				整備後は、適切な維持管理、小修理などを行う。
	トイレ整備				整備後は、適切な維持管理、小修理などを行う。
	駐車場整備				西側駐車場について現状維持とするが、状況の変化により対応。
	薬草標本園整備				現状を維持しながら活用方法を検討し、その内容により整備方針を定める。
	重陽閣整備				
	御茶屋御殿明治期建物整備				
	売店・展示施設整備				現状維持としながら、整備方法を検討。
	御茶屋御殿南西に増築した管理人室整備				
継続的な取り組み	日常管理行為				
	資料調査				

※短期計画：令和 8（2026）年度～令和 17（2035）年度の 10 年間
 中期計画：令和 18（2036）年度～令和 27（2045）年度の 10 年間
 長期計画：令和 28（2046）年度～令和 37（2055）年度の 10 年間



[図 11-1] 実施計画位置図 (S=1/2,000)

第12章 経過観察

第1節 経過観察の方向性

本計画は、令和8（2026）年度から10年ごとに短期計画、中期計画、長期計画として実施するが、5～10年ごとに本庭園の保存状況や活用状況を確認するための経過観察を行う。この経過観察を踏まえ、その都度、事業計画を再検討し、必要があれば修正を加えることとする。

また、災害や法改正などにより変更が生じた場合は、指導会議に諮り、実施可能な計画に変更する。

第2節 経過観察の方針

本計画策定後、第6章大綱に掲げた基本的な考え方である「本庭園の本質的価値を損なわずに、確実に後世に継承することを基本とし、本質的価値と魅力を伝えるための活用を推進する」ことができているかを、定期的に経過観察する。

また、本庭園を取り巻く自然環境や社会情勢の変化などにより、計画の見直しが必要になる可能性がある。そのためにも本庭園とその周辺環境の現況把握は常に行う。

本庭園の保存管理状況や活用状況については、指定管理者からの報告に基づき、市による日常的な点検を随時行うとともに、毎年開催する指導会議においても現状を確認していただきアドバイスを受ける。

そのうえで、5年から10年ごとに事業の進捗状況、経過観察を行い、計画内容と実施時期が妥当かどうかについて検討し、必要に応じて見直すものとする。